

正副議長等の選出及び所信表明の実施に関する申し合わせ事項

(平成27年3月17日各派代表者会確認)

この申し合わせ事項は、正副議長及び監査委員（以下「正副議長等」という。）の選出及び所信表明の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 正副議長等の選出について

- (1) 正副議長等は、議会人事の協議に先立って年度当初に再任を希望するか否かの意思表示をしなければならない。
- (2) 正副議長等の再任の意思表示及び再任の是非に関する協議は、各派代表者会で行うものとする。
- (3) 再任は、各派代表者会の総意（全会一致）をもって再任とする。
- (4) 正副議長等への重複候補は認めない。
- (5) 正副議長等の候補になる者は、常任委員会の正副委員長などその他の役職の協議から除外するものとする。
- (6) 正副議長選挙は、投票で実施する。

2 所信表明の実施について

- (1) 正副議長の再任希望がなく、また、再任が認められないなどの場合にあって、正副議長の候補として会派から推薦があった者は、所信表明を行う。なお、候補者が1人であっても所信表明を行う。
- (2) 正副議長選挙が行われる本会議の休憩中に議場において行う。なお、議長選挙・副議長選挙それぞれ分けて行う。
- (3) 発言時間は、10分程度とする。
- (4) 発言の順序は、くじにより決定する。
- (5) 質疑は行わない。
- (6) 進行は、議会事務局長が行う。
- (7) 会議録は作成しない。
- (8) 傍聴を認める。
- (9) ライブ中継及び録画映像をインターネット等により配信する。
- (10) 理事者の出席については、本会議の休憩中に行うことから特に求めない。

3 その他

- (1) 所信表明をしていない議員への投票も有効とする。
- (2) 再任の場合は、辞職行為がないことから所信表明及び選挙は実施しない。
- (3) この申し合わせ事項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、各派代表者会で協議し決定する。